

一般事業主行動計画

(次世代法・女性活躍推進法一体型)

令和 8 年 4 月 1 日
社会福祉法人串本福社会

串本福社会では、男女ともに長く勤められる雇用環境を整備し、すべての職員がいきいきとその能力を発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定します。

1 一般事業主行動計画の計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間

2 目標と取り組み内容

目標 1 計画期間中の男性の育児休業取得率 100%を維持する。

<取り組み内容>令和 8 年 4 月 1 日～

- ・全社員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。

目標 2 各事業所の時間外・休日労働時間の平均を毎月 10 時間未満とする。

<取り組み内容>令和 8 年 4 月 1 日～

- ・事務部にて毎月 1 回残業状況を確認し、各事業所へフィードバックする。
- ・責任者会議等において所定外労働の原因の分析を行い、改善に努める。

目標 3 全社員の年次有給休暇取得率を平均 75%以上とする。

<取り組み内容>令和 8 年 4 月 1 日～

- ・半期ごとに、取得が進んでいない部門を中心に取得促進を促す。

目標 4 女性の管理職（副主任またはサブリーダー以上）を 2 名以上登用する。

<取り組み内容>令和 8 年 4 月 1 日

- ・管理職候補人材の把握（本人希望確認、職場推薦）に努める。
- ・女性管理職と候補者の交流機会を設定するなどし、候補者が具体的な目標を持てるようにする。